

第7章 みんなでつくる環境首都

第2節 自主的な環境保全行動の促進

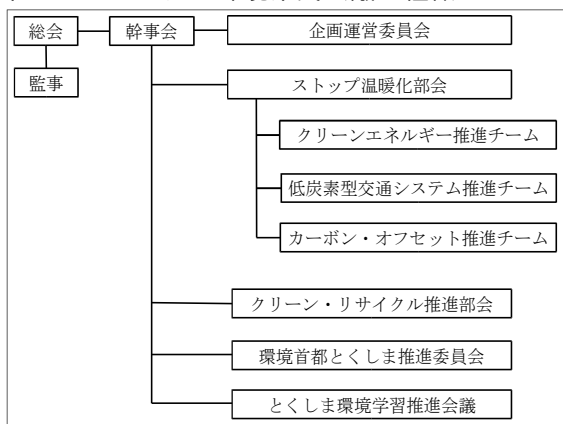
1 とくしま環境県民会議

徳島県環境基本条例の基本理念を踏まえ、平成12年1月29日に「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を実現するために、県民、事業者、行政の各主体が緊密な連携及び協力のもとで、それぞれの役割に応じて積極的かつ主体的に環境負荷の低減に向けた行動を実践することを目的として、「とくしま環境県民会議」が設立されました。

とくしま環境県民会議の概要については、次のとおりです。

(1) とくしま環境県民会議の組織

図7-2-1 とくしま環境県民会議の組織



| | |
|------------|-----|
| 会員数 | 156 |
| 市民・民間団体等 | 40 |
| 事業者・事業者団体等 | 60 |
| マスコミ等 | 4 |
| 行政機関 | 38 |
| 学識経験者 | 14 |

平成25年9月30日現在



とくしま環境県民会議総会

(2) とくしま環境県民会議の事業

① 全体事業

平成25年度においても、広報活動や、環境の保全及び創造に顕著な功績のあった団体等の表彰の実施のほか、環境ボランティア交流会の開催等による環境活動の普及促進を図りました。

また、平成21年4月から毎月ゼロのつく日を「とくしま環境の日」と位置づけ、月ごとのテーマを設定し実践的な取組みを呼びかけました。

② 部会事業

(ア) ストップ温暖化部会

平成25年度においては、東日本大震災を受けた電力需給を踏まえ、適正な冷暖房温度の設定とこれに伴う適切な服装などを呼びかける「徳島夏・冬のエコスタイル」において、節電対策を呼びかけ、省エネに関するセミナーを実施しました。

また、従来からの対策として、JAF徳島支部との共催によるエコドライブ講習会（エコトレーニング徳島2013、11月）などを実施しました。

なお、部会の下に、平成20年6月に「低炭素型交通システム検討会」及び「カーボン・オフセット推進検討会」を、また平成21年7月には「新・省エネルギー対策検討会」を設置し、平成22年6月には部会事務の相当を移した「推進チーム」に移行し、これまでの普及啓発から、実践的な取組みに比重を移すことに努めています。

(イ) クリーン・リサイクル推進部会

平成25年度においては、循環型社会の形成を推進するため、平成25年11月2日から11月30日の間に県内の主な食品スーパー10社と連携し、県下全域での「とくしまマイバック持参キャンペーン」の実施や、環境美化意識の高揚のため、県民に身近な場所の清掃活動を呼びかける「ごみゼロの日キャンペーン」、とくしまマラソンコース周辺の清掃や遍路道沿いに不法投棄されたゴミの清掃・分別活動などを行う「遍路道クリーンアップ大作戦」等の実施協力を行いました。

また、ごみ拾いにスポーツの要素を加えて楽しみながら清掃活動をおこなう「スポーツGOMI拾い大会」の開催補助や、徳島インディゴソックスと連携してゴミ分別や環境美化に関する実践学習を実施するなど、若年層の環境意識強化に取り組みました。

さらに、「エコイベント」、「エコショップ」の普及に努めるとともに、「ごみ減量・リサイクル週間」、「環

境月間」を通じ、各種の3R活動を呼びかけました。

2 徳島県地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策推進法で都道府県・政令市等で設置が定められた地域センターについて、平成22年3月29日、NPOを「徳島県地球温暖化防止活動推進センター」として指定し、「環境首都とくしま創造センター（エコみらいとくしま）」に併設する形で活動しております。

(1) 地域活動支援・連携促進事業

牟岐町を中心に産学民官のコンソーシアム（阿波エコまちコンソーシアム）を設置し、太陽光発電の導入支援や事業者を対象とした省エネ診断を実施し、二酸化炭素排出量の削減への取組みを行いました。

(2) 家庭エコ診断推進基盤整備事業

家庭におけるエネルギーの消費状況等を把握し診断家庭の状況に応じた二酸化炭素排出量削減対策の提案を行う「うちエコ診断」を50件実施しました。

3 みなみから届ける環づくり会議

徳島県の南部圏域において、民間主導による民産学官の協働型環境保全活動を推進するため、平成18年7月5日に企業、農業協同組合、民間団体、研究機関、研究者、徳島県林業公社、市町、県南部総合県民局が設立趣意書に署名し、「みなみから届ける環づくり会議」が設立されました。

会議ではPCM（プロジェクト・サイクル・マネジメント）手法を取り入れた運営を行い、それぞれが対等の立場で議論して、県南の環境課題を抽出し、民産学官それぞれが特性を活かし、役割を分担して協働することで、自然や環境について地域ぐるみで考えるきっかけとなる活動を続けています。

(1) 水環境教育の推進

研究機関と企業会員がワーキンググループをつくり、地域の小中学生を対象に環境学習を実施しています。地域の小中学校への環境出前講座や阿南市こどもフェスティバルなどで、水質調査や排水の浄化実験、河川の生き物観察を行うとともに、企業の環境への取組みなどを紹介し、地域の水環境

について理解を深め、児童・生徒が自らの水利用のあり方について考える機会を提供しました。

(2) 里地・里山の保全及び拡大竹林への対応

平成24年度まで、地域の環境課題である竹林の拡大を抑止し、地域の活性化を図ることを目的として、社会実験やシンポジウムを実施してきました。平成25年度はこれまでの経験を活かして、「とくしま放置竹林対策情報交流会」を主宰し、放置竹林対策に取り組む団体が情報交換し、連携するための場を提供しました。

(3) 環境保全活動における継続性と地域の参加・協働推進

主に那賀町、海部郡が抱える環境課題の解決を、地域住民と協働する手法について検討・実験を行いました。住民が気軽に環境に親しめる場所として整備した那賀町町有地の森「なかなかの森」において阿南市内の小学生を対象に森の役割や樹種の見分け方を学ぶ環境学習を行いました。

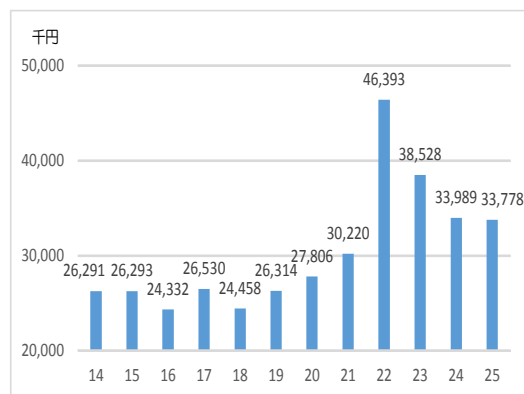
4 県民・企業等による森づくり

(1) 緑化の推進

森林は、やすらぎと潤いのある県民生活に重要な役割を果たしており、緑豊かな生活環境と健全な森林づくりを推進するため、「緑の募金」の促進を図るとともに、身近な緑の保全活動等を通じて、緑や森林に対する県民の理解と協力意識の高揚に努めております。

また、緑を守り育てる豊かな心を持つ青少年の育成を目的として、「緑の少年隊」の結成とその活動を支援しており、平成25年度末現在では、60隊約6千人の隊員が、レクリエーション活動や奉仕活動などを行っています。

図7-2-2 緑の募金の推移



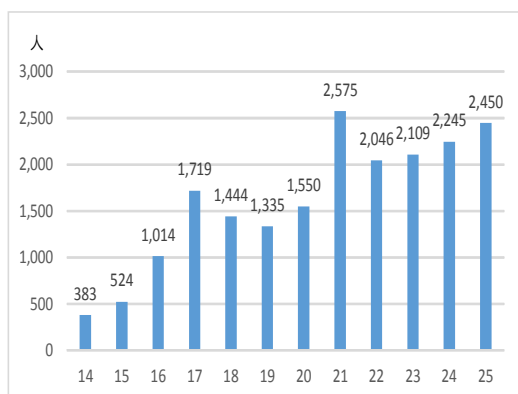
(2) 県民参加の森づくり運動の推進

森と人との共生を理念とする「千年の森づくり」をスローガンに掲げ、県民参加の森づくり運動を推進しております。

この運動を全県的に展開するため、森づくり運動の普及啓発、「徳島県^{もり}森林づくりリーダー」等の指導者の育成、森づくり活動拠点の整備等を実施しております。また、森づくりボランティアや森づくり団体の育成とその活動を支援しております。

図7-2-3

県民参加の森づくりボランティア参加者数の推移



協働の森づくり

(3) どんぐりプロジェクトの推進

南部総合県民局では平成17年度から「どんぐりプロジェクト」として、県南地域の自然林から種子を採集して育苗し、公共事業や災害復旧事業地等での植栽に用いることで、地域の植生の再生復元と生物多様性を確保する取り組みを行っています。地元協力ののもと、在来樹種の育苗に取り組み、これまでに事業に使ったどんぐり等の数は平成25年度末現在で約10万2千個となりました。

このような官民の協働が評価され、平成25年度は瀬戸内オリーブ基金から93万9千円の助成を受けて那賀町内の公共事業地で約1000本の植樹を行いました。

(4) とくしま協働の森づくり事業の推進

平成21年4月「徳島県地球温暖化対策推進条例」が施行され、二酸化炭素の排出を吸収源対策で埋め合わせるカーボン・オフセットの考え方が盛り込まれました。この考え方を森づくりの分野でモデル的に導入したのが「とくしま協働の森づくり事業」であります。

この事業は、間伐や植林などの森林整備に必要な経費の一部を企業や県民の皆様にご負担いただき、協働事業として森づくりを進めるものであります。

平成25年度末までに協力企業・団体数で全国一となる105社とパートナーシップ協定を締結し、県内各地で寄附に基づく間伐や植林などの森林整備を実施しています。

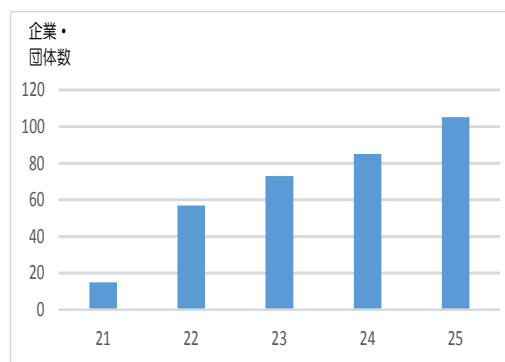
森林整備の完了後には、企業が自社のCO₂排出量を埋め合わせ(カーボン・オフセット)できる「CO₂吸収量証明書」を交付しています。

また、県民の皆様も手軽に森づくりに参加できるよう、個人やグループから1口千円の寄附を募り、間伐等の森林整備の経費に充てることとしています。

平成25年度末までに約2,661口の寄附をいただき、寄附をいただいた個人やグループの方には、森づくりに貢献した証として「CO₂吸収貢献カード」を発行し、カードに記してある番号により県産木製品が当たる抽選も実施しています。

図7-2-4

とくしま協働の森づくり参画企業・団体数の推移



5 アドプト・プログラム制度

(1) 概要

アドプトとは英語で“養子縁組”を意味する言葉で、この制度は、地元の企業や団体が、自分たちの周りにある道路や河川、公園といった公共物の一部を担当し、空き缶拾いなどの清掃活動を行うこと

で、きれいな環境を創り出そうとするアメリカで考え出された制度です。

具体的には、地元企業や住民と清掃内容等を明記した合意書を取り交わし定期的に清掃活動を行うものです。

(2)注目点(特徴)

アドプト活動は、子供からお年寄りまで、誰もが簡単に参加できることから、ボランティアを始めるきっかけとなったり、ゴミ処理やゴミ袋の提供等については市町村や国・県など行政機関が役割分担することから、ボランティアをする住民と行政が互いに助け合いながら、地域をきれいにするといった官民協働の新たな取り組みとして注目を集めています。

また、この活動は、単なる清掃ボランティアではなく、自分たちの暮らす地域を自分たちの力できれいにする活動であり、続けることでより一層その地域に愛着が湧き、ひいては地域や住む人みんなを元気にする活動でもあります。

(3)経緯

(アドプトプログラム導入の経緯)

平成10年度

本県のアドプト・ア・ハイウェイ神山会議が日本で初めてこの制度を導入

平成11年度

「アドプトプログラム吉野川」として吉野川交流推進会議(県、国、流域市町村、民間企業・団体が構成)が吉野川に、「OURロードアドプト」として本県が県道にこの制度を導入

平成12年度

8月に、本県がアドプト先進県であることを全国に向け情報発信するため「アドプトプログラム全国大会」を開催

平成13年度

「ボランティアサポートプログラム徳島」として国土交通省徳島河川国道事務所が国道(国土交通省管理)に、「徳島県土木施設アドプト支援事業」として県が県管理土木施設全般(県道、河川、海岸、港湾、公園)」に導入

平成14年度

「アドプト那賀川」として、アドプトネットワーク那賀川(地元企業等で構成)が那賀川でアドプト開始本県のアドプト状況を取りまとめたホームページ「アドプト大国とくしま」を県のホームページに開設

(4)県の取り組み

県としては、県の管理する土木施設にこの制度を採用するとともに、この制度を更に普及・啓発するために、県のホームページ上に「アドプト大国とくしま」のページを設け、県内のアドプト情報を掲載し県内はもとより日本全国に情報発信を行っています。

(5)現状

県内ではアドプトの輪が広がっており、本県にとってなくてはならない制度として県民の間に定着しています。平成25年度末現在、アドプトプログラムに参加されている企業・団体の数は、県下で842団体・企業となっています。

表7-2-1 県内のアドプトプログラムの実施状況
(平成26年3月31日現在)

| 場所 | 団体数 | 登録人数 (人) | コーディネーター |
|-------|-----|-------------|-------------------------|
| 吉野川 | 137 | 14,072 | 吉野川交流推進会議 |
| 那賀川 | 36 | 2,328 | アドプトネットワーク那賀川 |
| 県管理道路 | 392 | 7,375 | 徳島県県土整備部道路局道路整備課 |
| 県管理河川 | 108 | 3,836 | 徳島県県土整備部河川振興課 |
| 港湾 | 21 | 1,059 | 徳島県県土整備部運輸局運輸政策課港湾空港経営室 |
| 公園 | 11 | 418 | 徳島県県土整備部都市計画課 |
| 国道 | 137 | 5,386 | 国土交通省徳島河川国道事務所 |
| 合計 | 842 | 34,474 | |

フラワーアドプト



環境に配慮した事業活動の推進

(1) エコオフィスに係る県自らの率先的取組み

環境に配慮した事業活動を行うことで市町村・事業者の同様な行動を誘発することが期待できるとの認識のもと、自らの事務・事業に伴う環境への負荷の低減に向けた具体的な取組み・目標等を定めた「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」（第1次計画：平成8年9月、第2次計画：平成12年8月、第3次計画：平成17年4月、第4次計画：平成22年3月）を策定・推進してきたところです。

平成25年度の取組み実績については、基準年度（平成20年度）と比較して、温室効果ガスの総排出量が8.3%減少する結果となりました。これは、

電気使用量、エネルギー供給施設等の燃料使用量等が減少したことによるもので、主たる要因として、冷暖房温度の管理徹底等による電気・燃料の使用量の減少による影響等が挙げられます。

今後も、環境マネジメントシステムにより「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」の効果的・効率的な管理を行うなど、環境にやさしい行政運営の徹底を図っていきます。

表7-2-2 第4次計画の重点的な取組み項目の目標及び実績数値

| 重点的な取組項目 | 基準年度実績 | 実績数値 | | 基準年度比 | 26年度目標 |
|-------------------|--------------------|------|--------------------|-------|-------------|
| ①用紙類使用量 | 8,570万枚 | H25 | 9,541万枚 | 11% | 基準年度から12%削減 |
| ②上水道使用量 | 880千m ³ | H25 | 672千m ³ | -24% | 基準年度から2%削減 |
| ③電気使用量 | 57,577千kWh | H25 | 56,851千kWh | -1% | 基準年度から5%削減 |
| ④公用車の燃料使用量 | 1,417kL | H25 | 1,285kL | -9% | 基準年度から5%削減 |
| ⑤エネルギー供給施設等の燃料使用量 | 2,406kL | H25 | 1,824kL | -24% | 基準年度から5%削減 |
| ⑥廃棄物中廃棄処分量 | 1,506t | H25 | 1,522t | 1% | 基準年度から23%削減 |
| ⑦廃棄物中資源ごみ量 | 793t | H25 | 720t | -9% | 基準年度から16%削減 |
| ⑧再資源化率 | 81.6% | H25 | 89.6% | 8.0% | 100% |

(注)

- 1 用紙類使用量は、プリンタ(コピー用紙等を含む)用紙及び罫紙・立案用紙の量。
- 2 公用車の燃料使用量には、船舶及びヘリコプターの燃料使用量は含まない。
- 3 エネルギー供給施設等の燃料使用量は、ボイラーやガス機器等に使用する重油やガスなどの使用量。
- 4 再資源化率は、廃棄物中資源ごみ量のうち、再資源化された割合。

表7-2-3 温室効果ガス総排出量の目標及び実績数値

| 基 度 | 準 実 | 年 績 | 実 績 数 値 | 基 年 準 比 | 26年度目標 |
|-------------------------|--------|--------|-------------------------|------------------|------------|
| 33,876t-CO ₂ | H25 | | 31,076t-CO ₂ | -8.3% | 基準年度から5%削減 |

(注)

温室効果ガス総排出量は、県の事務・事業に伴う電気や燃料使用量に係る二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出量及びHFC(ハイドロフルオロカーボン)の各排出量に、温暖化係数を乗じて算定。

(2) グリーン調達に係る県自らの率優先的取組み

徳島県グリーン調達等推進方針に基づく平成23年度の調達実績については、概ね目標を達成した分野がある一方、価格や規格等の理由から目標を達成できなかった分野もありました。

表7-2-4
平成25年度環境物品等の調達実績の概要

| 分野 | 調達目標 | 調達率 |
|-------------|------|------|
| 紙類 | 100% | 100% |
| 文具類 | 100% | 99% |
| オフィス家具等 | 100% | 100% |
| OA機器 | 100% | 100% |
| 家電製品 | 100% | 100% |
| エアコンディショナー等 | 100% | 98% |
| 温水器等 | 100% | 100% |
| 証明 | 100% | 99% |
| 自動車 | 100% | 100% |
| 消化器 | 100% | 100% |
| 制服・作業服 | 100% | 96% |
| インテリア・寝装寝具 | 100% | 99% |
| 作業手袋 | 100% | 100% |
| その他繊維品 | 100% | 95% |
| 役務 | 100% | 100% |
| 防災備蓄用品 | 100% | 91% |
| 移動電話 | 100% | 100% |

(3) 市町村及び事業所等の環境配慮活動

市町村については、地球温暖化対策推進法が平成11年4月から全面施行されたことに伴い、自らの事務・事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画の策定が義務付けられています。

なお、本県においても事業所等における環境管理システムの導入が進められ、ISO14001については、平成26年12月末現在、84事業者（（財）日本適合性認定協会のホームページによる）が認証取得しており、エコアクション21については、平成26年12月末現在、170事業者（（財）地球環境戦略研究機関持続性センターのホームページによる）が認証取得しています。

7 今後の取組みの方向性

(1) 環境首都とくしま創造センター

「環境首都とくしま創造センター（エコみらいとく

しま）」が中心となって、「とくしま環境県民会議」や「徳島県地球温暖化防止活動推進センター」と連携を図る中で、産・学・民・官が連携・協働して、県民総ぐるみの各種の環境活動を展開します。

①とくしま環境県民会議

県民や事業者、行政など各主体が、それぞれの役割に応じて環境負荷を減らす行動を進めていくため、広報活動やイベントの開催、表彰などを行います。また各部会において、地球温暖化防止を行うほか、ごみの減量化やリサイクルの推進に努めます。さらに「環境首都とくしま・未来創造憲章」のより一層の普及に取り組みます。

②徳島県地球温暖化防止活動推進センター

環境省などの施策や支援制度を活用し、産学民官の連携を図りながら、各種温暖化防止対策事業に取り組むとともに、地球温暖化防止に取り組む市町村、団体等に対してプロジェクトの支援を行います。

(2) みなみから届ける環づくり会議

県では「みなみから届ける環づくり会議」の民産学官それぞれの自発的な参加協働による環境保全活動を積極的に側面支援するとともに、民産学官の協働組織ならではの人材や技術・資材を活かした地域住民も参加協働できる環境保全活動を推進していきます。

(3) 県民・企業等による森づくり

県の森づくり活動の拠点である「県立神山森林公園イルローザの森」、「県立高丸山千年の森」及び森づくりボランティア活動並びに企業の森づくり活動の支援を通じて、緑や森林に対する県民意識の高揚と県民参加の森づくり運動をより一層推進します。

また、どんぐりプロジェクトの推進により自然再生と生物多様性の保全を図るほか、プロジェクトにおける外部資金・資材の受け入れやカーボンオフセットへの対応などを検討していきます。また、どんぐりプロジェクトの推進により自然再生と生物多様性の保全を図るほか、プロジェクトにおける外部資金・資材の受け入れやカーボンオフセットへの対応などを検討していきます。

(4) アドプト・プログラム制度

今後においても、ホームページなどを積極的に活用しアドプトプログラム制度の普及・啓発を行い、多くの県民の環境への意識や関心を高めるとともに、新たに参加する団体・企業を増やすことで、きれいで元気な徳島づくりに寄与していきます。

また、本県が全国に先駆けこの制度を採用し、多くの県民の参加を得て県内に広がっていることを「アドプト大国とくしま」というクリーンでオンリーワンのイメージで全国に向け情報発信することにより、本県の観光振興や地域振興にもつなげていきます。

(5) 環境に配慮した事業活動の促進

県の事務事業について、本県の環境管理システムをより有効に機能させることにより、環境保全・創造にむけた施策や県率先行動計画、グリーン調達等推進方針等に基づく取り組みについて、継続的な改善を図り、環境行政の充実発展を進めていきます。また、市町村に対しても同様な取り組みを推進していきます。

また、平成18年度からは、徳島県生活環境保全条例において事業を行う者の環境配慮等が規定されていることから、環境配慮の推進に取り組んでいきます。